

多治見市安土桃山陶磁の里作陶施設

管理者公募要領

多治見市では、安土桃山陶磁の里公園作陶施設（以下「作陶施設」という。）の管理（施設の維持管理、及び作陶事業の実施）を希望する団体を募集し、平成19年4月1日から施設の管理を許可しています。

現管理者の許可期間が令和8年3月31日に満了するため、以下の要領のとおり、令和8年4月1日以降の作陶施設を管理する団体（以下「管理者」という。）を募集します。

なお、この要領に定めるもののほか、次の規定を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「公園法」という。）
- (4) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「公園施行令」という。）
- (5) 多治見市都市公園条例（昭和44年条例第23号。以下「条例」という。）
- (6) 多治見市都市公園条例施行規則（昭和44年規則第31号。以下「施行規則」という。）
- (7) 多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）
- (8) 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号。以下「情報公開条例」という。）

その他、当該施設の管理運用に適用される法令

1. 対象施設

- (1) 名 称 多治見市安土桃山陶磁の里公園 作陶施設
(2) 所 在 地 多治見市東町1丁目9番地の32（公園所在地番）
(3) 設置目的 作陶体験施設として産業観光に寄与することを目的とする。
(4) 施設概要

【沿革】 平成元年4月 作陶施設開館

平成19年4月 施設の管理に許可制導入

【施設内容】 作陶施設 木造瓦葺平屋建 120.61 m² (建築面積)
休憩室 同上 39.74 m² (同上)
計 ; 160.35 m²
トイレ 同上

2. 管理の基準

- (1) 開館時間
午前10時00分から午後6時00分（受付は午後4時00分）まで
- (2) 休館日
ア 火曜日（祝日の場合は開館）
イ 年末年始

(3) 施設利用料金（作陶料金）

- ・体験コース；3,300円/1回（制作2点程度、1.5時間/講座）
- ・入門コース；19,800円/9回（3時間/講座）
- ・フリーチケットコース；11,000円/5回、19,800円/10回

※近隣の産業観光施設及び市内作陶体験施設との比して著しく乖離しない範囲内で変更するこができます。

(4) その他

①開館時間及び休館日の変更

おおむね現行に基づき、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を管理者において定めることができます。

②作陶料金

すべて管理者の収入になります。

③関連事業の実施

作陶施設の設置目的に反しない範囲で、公園又は作陶施設の魅力向上に寄与する事業を実施することができます。

3. 管理者が行う業務

- 1) 作陶施設の、設置目的に基づく事業の実施に関する事。
- 2) 作陶施設の維持管理に関する事。
- 3) その他「作陶施設管理仕様書」のとおり

4. 管理の許可期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5. 申請資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、作陶施設の管理を行うための人的及び物的能力を有しているもの。（個人での申請は不可、グループでの申請は可）

(2) 申請の制限

次に該当する団体は、申請することができません。

ア 施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体

イ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない団体

ウ 市税を滞納している団体。（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む）

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等の場合

6. 公募要領の配付

(1) 配付場所

多治見市役所経済部商工観光課（以下「商工観光課」という。）

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話番号 0572-22-1111（内線1174）、0572-22-1250（直通）

FAX 番号 0572-25-3400

E-MAIL shoukoukankou@city.tajimi.lg.jp

(2) 配付期間 令和7年12月22日(月)～令和8年1月22日(木) (土、日、祝日、年末年始を除く)

(3) 配付時間 上記期間内 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) その他の配付方法

公募要領は、多治見市商工観光課ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることもできます。

7. 資料の閲覧

(1) 閲覧資料 ①建物平面図面等

②関係規程

③備品台帳

(2) 閲覧場所 公募要領の配布場所と同じ。

(3) 閲覧期間 公募要領の配布期間と同じ。

(4) 閲覧時間 公募要領の配布時間と同じ。

(5) 留意事項

ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ商工観光課へ連絡し、閲覧日時を予約の上閲覧してください。

イ 閲覧資料の持ち出しが禁止とします。ただし、閲覧場所内における筆記、持ち込み機器等による贋写は可とします。

ウ 個人情報に関する内容は閲覧できません。

エ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。

8. 現地説明会

作陶施設の状況等について、以下のとおり現地説明会を開催します。説明会の参加を希望する団体は、あらかじめ商工観光課に連絡してください。

なお、本現地説明会に参加しなくても申請できます。

(1) 期 日 令和8年1月19日(月) 午前9時30分から(30分程度)

(2) 場 所 多治見市安土桃山陶磁の里公園 作陶施設

(3) 内 容 施設の管理状況など

(4) そ の 他 参加人数は、一団体3人までとします。

- (5) 申込期限 令和8年1月16日（金）午後5時15分まで
(土、日、祝日、年末年始を除く)

9. 質問

- (1) 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時15分必着

- (2) 提出様式 任意様式

- (3) 提出方法

文書にて、商工観光課へ持参又は郵送、ファクシミリ、Eメールのいずれかで送付してください。口頭による質問は受け付けません。なお、ファクシミリ、Eメールの場合は、必ず到達確認の電話をしてください。

- (4) 回答方法

期限までにあった質問について、それぞれ質問者に文書にて回答、及びホームページ上で公開します。

10. 申請の手続き

- (1) 提出書類

ア 公園施設管理許可申請書（施行規則「別記第2号様式」）

イ 事業計画書（任意様式）…以下の事項について記載してください。

- ・開館時間及び休館日
- ・作陶施設利用料金（作陶料金）
- ・施設の管理方針
- ・その他施設の管理に関する事項（管理上の工夫、関連事業の実施案など）

ウ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 納税証明書（市税）

オ 申請団体が現に行っている業務の概要を記載した書類

- (2) 提出部数

正本1部、副本5部を提出すること。原則として日本産業規格A4判とします。

- (3) 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月22日（木）まで

（土、日、祝日、年末年始を除く）

※午前9時00分から午後5時15分まで

- (4) 提出方法

商工観光課窓口へ持参すること。郵送は不可とします。

- (5) 申請に関する費用負担

申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

- (6) 申請書類の公表

申請書類は複写することができるものとし、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

(7) 申請書類の変更

市が一度受理した申請書類は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

1 1. 管理者の選定

(1) 選定方法及び評価基準

多治見市経済部商工観光課が所管する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された書類を審査します。

施設の管理にかかる事業計画について、その明瞭性・的確性、具体性・実現性、有効性等計画内容を考慮し、総合点数方式での審査により採点の上、選定します。

(2) 選定結果の通知

選定委員会における選定結果は、令和8年2月上旬を目途に申請者全員に通知します。

(3) 管理許可

選定された団体は、公園所管課（緑化公園課）の許可を得て管理者となります。

(4) その他の留意事項

ア 選定審査対象外…次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ 一の団体が複数の申請を行った場合（その全ての申請）
- ⑤ その他不正な行為があった場合

イ 事業計画の内容について、施設設置者として必要と判断したときは、事業計画等の軽微な変更又は補正を求めることがあります。申請団体がこれに応じる場合は、変更又は補正後の事業計画に基づき管理していただきます。

1 2. 管理にかかる費用

作陶施設の管理にかかる費用は、以下のとおりです。

(1) 施設の使用料 年額 384,840 円

・都市公園条例別表第3の1に定める額（建築面積により算定）。使用料の見直しがあった場合は、見直し後の額で算定します。

・管理許可を受けた者は、使用料（年額）をその許可の際に納入しなければなりません。

(2) 光熱水費及び通信費

電気・ガス・水道、電話等の使用にかかる料金

(3) 修繕費等

施設の軽微な修繕及び備品の修理（5万円/件未満）、消耗品の補充・取り替え等

（5万円以上の修繕に関しては、多治見市と協議をすること）

1 3. その他（留意事項）

- (1) 管理許可後であっても、管理者が管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、市長は許可を取り消すことができます。この場合、管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う市の損害について、管理者に損害賠償を請求することがあります。
- (2) 現在、作陶施設で使用している市有の什器や備品はそのまま使用できます。
- (3) トイレについては、公園利用者も使用します。

1 4. 問い合わせ

多治見市役所経済商工観光課

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話番号 0572-22-1111（内線1174）、0572-22-1250（直通）

FAX 番号 0572-25-3400

E-MAIL shoukoukankou@city.tajimi.lg.jp